

# 令和6年度

## 第11回 佐々町農業委員会総会議事録

令和7年2月28日（金）

佐々町農業委員会

## 令和7年2月 第11回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和7年2月28日（金）午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室

3. 開 会 令和7年2月28日（金）午後1時30分

### 4. 出席委員 (16名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	寶持 雅祥 君	2	坂口 隆英 君	3	山下 夕見子君
4	井手 俊博 君	5	築城 武美 君	6	濱野 卓也 君
7	荒木 武士 君	8	北川 英明 君	9	松本 隆治 君
10	廣川 勝巳 君	12	藤永 亜弓 君	13	坂本 真澄 君
推進委員	前川 義隆 君	推進委員	辻 正人 君	推進委員	筒井 浩一 君
推進委員	本山 元継 君				

### 5. 欠席委員 (2名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
11	池田 晴良 君	推進委員	玉置 義則 君		

### 6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	作永 善則 君	書記	福田 諒磨 君		

### 7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
6	濱野 卓也 君	7	荒木 武士 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 令和6年度「ながさき女性農業者の集い」

(4) 審議事項

議案第32号 非農地通知について

議案第33号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について

(5) その他

① 3月定例会の日程について

② その他

事務局長（作永 善則君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第11回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、初めに、寶持会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（寶持 雅祥君） 改めまして、皆さん、こんにちは。皆様におかれましては、お仕事の大変お忙しい中にご出席いただきまして本当にありがとうございます。今年は珍しく2月に入って記録的な大寒波が続き、町内も積雪がございました。その大寒波の影響でしょうか、例年なら色づき始める河津桜もまだのように感じますし、佐々町の風物詩でもありますシロウオ漁ですね、最初は量が少なかったと聞きつけます。最近になって気温も上がり収穫量もだんだん増えてきているように聞いております。

三寒四温と言いますように、寒い日が続けばあったかい日も続き、気候がだんだん暖かくなるという意味でございますが、まだまだ朝晩寒暖差がある日が続いております。体調を崩されませんようにご自愛いただきたいと思います。

本日も議事がスムーズに進行しますよう皆様のご協力をよろしくをお願いいたします。

事務局長（作永 善則君） 本日の出席委員は12名です。池田委員から欠席届の提出がっております。最適化推進員は4名です。玉置委員から欠席届の提出がっております。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を寶持会長をお願いいたします。

会長（寶持 雅祥君） それでは、議長を務めさせていただきます。

案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項をあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

それではこれより議事に入ります。

日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、6番濱野委員、7番荒木委員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、日程2を終わります。

それでは日程3、報告事項に入ります。

報告第1号、令和6年度 ながさき女性農業委員者の集いについて。出席された藤永委員から報告をお願いいたします。

12番（藤永 亜弓君） 寶持会長、山下委員、事務局と出席してまいりました。ながさき女性農業者の集いとは、県内の女性農業者が各地域から集まり、交流を通して女性活躍や地域

活性化を目的とした集まりです。

まず、ながさき女性農業委員ネットワークの川本会長から女性農業委員登用の目標は全体が30%以上としているそうですが、長崎県の現状は13%に止まっているそうです。

実は県内全域での女性農業委員の登用は（聞き取り不能）

女性農業委員の登用を増やしていきたいという話がありました。

講演では武雄市の（聞き取り不能）

レクリエーションを通してコミュニケーションをはかり地域農業や多世代につなげる事務を継続的に行うことが大切というお話でした。

事例発表では女性農業者の取り組みとして3名の方が発表されました。そのうちの一人で佐世保市で酪農をされている〇〇〇〇さんは旦那さんと従業員を合わせて6名で乳用牛と和牛を100頭近く飼育されていて、自家の牛乳を使って乳食品を作って販売しており、さらに社会貢献活動として地域の子どもたちや消費者を圃場に呼び牧場体験をとおして、食や命の大切さを感じてもらおうなどの様々な活動を行っているそうです。地域の方々との交流や社会貢献をおこなって活動することが素晴らしいと思いました。以上で報告を終わります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件に関しまして、ご質問はありませんでしょうか。ないようですので次に進みます。

次に日程4、審議事項に入ります。議案第32号、非農地通知について。事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。資料の7ページをお願いします。議案第32号 非農地通知についてです。農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断が必要になった土地について、農業委員会の判断を求める。対象の農地については別紙のとおりになるんですけど、こちらが8ページから11ページにつけております。こちらが農業委員さんに農地パトロールを行っていただいて、そこでB判定もしくは非農地の判断をされたところになっております。最後の11ページがすでに建物が建っている土地になっております。別紙で航空写真も用意しておりますので、それぞれ最初に決めていただいたエリアの班に分かれていただいて、航空写真等を確認していただきながら、非農地として判断するかどうかの審議を行っていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。説明は以上となります。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。すみません、補足で説明をさせていただきたいと思えます。11ページをご確認いただきたいんですけど、建物が建っている農地に対して非農地の判断をして、結果非農地通知をもとに所有者の方が法務局に手続きに行かれたとしても、

現地に建物が建っているということで、基本的には非農地判断の農地のもって行き方の地目というのが山林もしくは原野ということになるので、建物が建っていた場合は法務局の方に所定の書類を持って行ったとしても非農地にはできませんということで、以前の経過の中で非農地から再度農地に戻すという手続きを取らせていただいたこともありますので、この件についても実際には建物が建っているという時点で非農地の判断はちょっと難しいかなというところの地番を11ページの方には再掲をさせていただいております。この分につきましては、非農地判断は難しいのではないかと事務局の方では考えているところでございます。よろしく申し上げます。

会長（寶持 雅祥君） それでは航空写真の確認等もございますので、ここで一旦休憩いたします。

（ 休 憩 午後 13 時 43 分 ）

（ 会議再開 午後 14 時 21 分 ）

会長（寶持 雅祥君） それでは会を再開いたします。

事務局長（作永 善則君） それでは1班の方から今回非農地判断から外すというところの番号を順次発言をお願いします。1班、口石とか大新田とかの荒木さん、松本さんの対象エリアで今回は除外しますという番号の分はなかったですか。ちょっと方法を変えたいと思います。まず最初に8ページ、9ページって順次進めていきたいと思いますので、まず8ページで今回は外すという番号を把握されている委員さんの方から発言をいただきたいと思います。

番（ 君） 22番。これ建物ありってなってますけど昔の放牧の（聞き取り不能）なのでこの建物ありを消してもらって。

事務局長（作永 善則君） 非農地にするってことですね。

会長（寶持 雅祥君） 他に8ページで非農地リストから除外するっていう番号ないですか。次に行きます。9ページ47番から92番の間で非農地リストから除外するという番号ないですか。

番（ 君） 47番、67番、63番、64番。64番は風車がありまして、あと67番。

事務局長（作永 善則君） 繰り返します。47番、63番、64番、67番は今回の非農地対象リストから外すという整理でよろしいですか。先ほど休憩前の76番、77番の部分は簡易な建物ということで、非農地の方に含めるという整理でよろしかったですか。

会長（寶持 雅祥君） 次に行きます。10ページ、93番から102番の中で非農地対象リストから外すという番号をおっしゃってください。

番（            君） 98番と101番。

会長（寶持 雅祥君） 98番と101番でよろしいですね。

番（            君） 102番。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。今回非農地判断から外すという番号を言いますと9ページの47番、63番、64番、67番、71番、78番、84番、10ページの98番、101番、102番。こちらでお間違いなかったでしょうか

事務局長（作永 善則君） 今、事務局書記の方から報告がありました番号を除いた分を非農地判断ということによろしいですか。

会長（寶持 雅祥君） それでは採決を行います。議案第32号について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手多数ですので承認することといたします。

次に議案第33号、農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。当日配布の差し替え分の資料の方をお願いします。議案第33号、農用地利用集積等促進計画（案）の承認について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による促進計画を定めるため、本委員会の承認を求める。内容につきましては、差し替え分の資料の1ページの方からまずお願いします。まず1ページの方が貸し手農家さんから農地中間管理機構に貸して、2ページ目のところで農地中間管理機構から借り手農家さんが借りるという分になっております。1、2ページともに新規の分になっております。まず1番、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんから農地中間管理機構に貸し、農地中間管理機構から〇〇〇〇、〇〇〇〇さんが借りるという内容になっております。土地の所在に関しましては市瀬免字羽須和〇〇〇〇、他3筆。地目が全て田、面積が合計で1500㎡、設定内容に関しましては金納で55000円、10年の契約になっております。

続きまして2番。〇〇〇〇、〇〇〇〇さんから農地中間管理機構に貸して、中間管理機構から〇〇〇〇、〇〇〇〇さんが借りるという内容になっております。地番に関しましては市瀬免字羽須和〇〇〇〇、他2筆。地目が全て田。面積が合計で4314㎡。設定内容が金納で103000円、10年の契約になっております。

3番。〇〇〇〇、〇〇〇〇さんから農地中間管理機構に貸してここから〇〇〇〇、〇〇〇〇さんが借りるという内容になっております。鴨川免字鴨川下〇〇〇〇、〇〇〇〇。地目が全て田、面積が合計で1756㎡。設定内容が金納で60000円。10年の契約になっております。

4番。〇〇〇〇、〇〇〇〇さんから農地中間管理機構に貸してそこから〇〇〇〇、〇〇

〇〇さんが借りる。沖田免字矩ノ手〇〇〇〇、他6筆、地目が全て田、合計が1786㎡。設定内容につきましては物納で600kg、5年の契約になっております。

5番、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんから農地中間管理機構に貸してそこから〇〇〇〇、〇〇〇〇さんが借りる。須崎免字下須崎〇〇〇〇、地目が田、面積が2168㎡。設定内容が金納で21680円。10年の契約になっております。

6番、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんから農地中間管理機構に貸してそこから〇〇〇〇、〇〇〇〇さんが借りる。所在地が志方免字新田、他3筆。地目が田、面積が合計3134㎡。設定内容が物納の180kg、10年の契約になっております。

続きまして3ページをお願いします。こちらが再設定になっておりまして、農地中間管理機構から借り手農家さんが農地を借りるという設定になっております。1番、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんが農地中間管理機構から借りて、土地の所在が口石免字宗寿庵〇〇〇〇、地目が田、面積が3632㎡。設定内容につきましては物納の300kg、5年の契約になっております。

2番。〇〇〇〇、〇〇〇〇さんが農地中間管理機構から借りる。土地につきましては、木場免字原中〇〇〇〇、地目が田、面積が3242㎡。設定内容につきましては、金納の10000円、5年の契約になっております。

3番。〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。土地の所在地につきましては、本田原免字沖田〇〇〇〇〇、地目が田、面積が868㎡。設定内容につきましては、物納で52kgで5年の契約になっております。

4番。〇〇〇〇、〇〇〇〇さんが農地中間管理機構から借りて、土地の所在地に関しましては口石免字川久保〇〇〇〇、他2筆、地目が全て田、面積が合計で5911㎡。設定内容につきましては、物納で300kg、5年の契約になっております。以上になります。よろしくをお願いします。

会長（寶持 雅祥君） はい、この件に関しまして何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

5番。

5番（築城 武美君） 中間管理機構は今年の4月から全部金納契約になるというのが、4月前に契約すると物納が認められるという解釈でいいですか。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。今日の総会で承認をいただいたものを3月上旬に長崎県振興公社の中間管理機構の方に契約書一式を送るかたちになります。そこで公社の方で県の方へ手続きを取って、告示等が終わったうえで今日の総会の部分のスタートの期間というのが令和7年4月1日から有効になるものが今日の総会にかけさせていただいているものになります。

5番（築城 武美君） 5番。ですよね、ということは中間管理機構は物納をいただくというかたちになるんですね。

事務局長（作永 善則君） 今回が告示日が3月中にするので、物納も今回までの分は中間管理機構はOKということになります。来月審議の5月1日スタートというところになる分につきましてはもう金納のみという取扱いに、金納もしくは使用貸借の無償という2通りで、物納というのがなくなるかたちになります。

5番（築城 武美君） 2ページ目の分は中間管理機構が貸す分、最初のページの方が中間管理機構が借りる分という説明をしたのですが、物納した場合は中間管理機構が借りた人に物納でいくんですね。

事務局長（作永 善則君） そうです。

5番（築城 武美君） 今、その所有者が出てきていないのでわからないんですけど、単に言うところ中間管理機構に物納するんですかという疑問です。中間管理機構が借りた人、中間管理機構が借りたんで、借りて貸しているんで、そこに物納で納めるという話になるのか、中間管理機構は物をもらってもどうにもならないですよ。そこの整理の仕方はどうすればいいのかという質問です。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。今回こちらの資料の横にある上のページが、土地所在等が一致させているかたちになりますので、一旦は土地所有者の方が機構の方に貸しますよ、というのが上のページ、下のページが機構から受け手の方が借りますよというので、上の1番と下の1番が連動させている資料となっております。これは今後見にくいので、総会資料用の書き方というのを今後検討させていただきたいと考えております。こうなっているのが今は一括方式ということで出し手が機構に貸して、機構から受け手農家さんに貸しますよ、というのが今、一括でできるような手続きにかわっているんですけど、制度がスタートした時は一旦この1ページの分だけを先に総会にかけて県の方に手続きを取ります。その最短で1か月後に今度借り手の方をまた書類を出して承認をもらって公社の方に手続きをするというのが中間管理機構ができた最初の当時の手続きの流れのままの総会資料になっていることで、そこがまだうちの様式としては、総会資料用は変えていないところもありますので、ちょっと検討させていただきたいと考えております。よろしく願いします。

5番（築城 武美君） その作業は佐々町農業委員会がするんですか。中間管理機構が手続きをとってするんですか。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。中間管理事業が県の公社から市町村の方に委託をするという流れでございます。そこがうちの佐々町役場の場合は規則上で委任事務ということで

中間管理の業務は農業委員会の方にお願ひしますということが、町の例規の方で定められておりますので、貸し借りの事務等は行政機関としては佐々町役場と佐々町農業委員会つて別々の機関になりますので、そこから町の方から農業委員会の方に委任されているというかたちで事務手続きは農業委員会の事務局の方でさせていただくということでご理解をいただきたいと思ひます。

会長（寶持 雅祥君） 他に何かご質問はありませんでしょうか。それでは採決を行います。採決を行いますがこの採決につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第22条の議事参与の制限に基づき、農業委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することはできないとあるため、番号を分けて採決を行います。議案第33号、農用地利用集積等促進計画書案、新規について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手多数ですので承認することといたします。次に議案第33号、農用地利用配分計画書案、新規番号1から3番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、挙手多数ですので承認することといたします。次、議事参与の制限がある審議になります。議案第33号、農用地利用配分計画書案、新規番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。挙手多数ですので承認することといたします。次に、議案第33号、農用地利用配分計画書案、新規番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。挙手多数ですので承認することといたします。

次は議事参与の制限がある審議になります。議案第33号、農用地利用配分計画書案、新規番号6番について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。挙手多数ですので承認することといたします。次に議案第33号、農用地利用配分計画書案、再設定番号1番から3番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手多数ですので承認することといたします。次は議事参与の制限がある審議になります。議案第33号、農用地利用配分計画書案、再設定番号4番について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。挙手多数ですので承認することといたします。以上で日程4、審議事項を終わります。次に日程5、その他に入ります。事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。日程5、その他についてです。3月の定例会の日程について。五役会の方が3月19日水曜日、13時半から2階会議室、総会の方が3月25日火曜日、13時30分、3階第1会議室になっております。事務局からは以上になります。

会長（寶持 雅祥君） その他に皆様の方から何がございませんでしょうか。これで日程が全て終了いたしました。会を閉会致します。お疲れ様でした。

（ 閉 会 午後 14 時 46 分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 齋 物 雅 洋

会議録署名委員 濱野卓也

会議録署名委員 荒木 武士